

日置市地域経済循環創造事業費補助金申請事業
募集要項

令和 8 年 9 月

日置市

1 目的

本要領は、令和9年度に地域資源を活かした先進的で持続可能な総務省所管の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づく地域経済循環創造事業交付金へ本市から申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）について、必要な事項等を定める。

2 日置市地域経済循環創造事業費補助金

(1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、日置市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱（令和7年8月29日付け日置市告示第69号）（以下「市要綱」という。）に基づき、補助金の交付を行うこととする。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 本市、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記（3）に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、補助事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額、地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額の総額が下記（4）に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（申請事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、市要綱第6条に規定する交付決定通知を受けた日から市要綱第11条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費。（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から地域金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金の額の上限額は次の表のとおりとする。

条件	上限額
融資額が補助金の額と同額以上2倍未満の額の場合	3,000万円
融資額が補助金の額の2倍以上3倍未満の額の場合	4,000万円
融資額が補助金の額の3倍以上4倍未満の額の場合	5,000万円
融資額が補助金の額の4倍以上の額の場合	5,500万円

3 参加資格

申請する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 日置市暴力団排除条例（平成24年日置市条例第27号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 市税に滞納がないこと。

4 事業要件

申請事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国等が実施する他の補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
- (2) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
- (3) 申請事業が令和9年4月以降に着手する見込みであること。
- (4) 申請事業の実施場所は市内とし、事業実施に必要な所有権、賃借権その他の権利を有していること、又は当該土地若しくは建物の所有者等から事業実施の同意を得ていること。また、当該場所の権利関係に関して生じた紛争等は、事業者の責任と費用において解決し、市に一切の迷惑をかけないこと。
- (5) 補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が上記2（4）に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（申請事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請する事業者等は、市長が定める日までに以下を提出しなければならない。

ア 日置市地域経済循環創造事業費補助金申請事業選定に係る申込書（様式第1号）

- イ 事業実施計画書(様式第2号)
- ウ 申請事業の工程表(任意様式)
- エ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
- オ 申請者の身分・実体確認書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

(3) 提出期限

審査会実施月	提出期限(必着)
令和8年10月実施	令和8年10月9日(金)16時00分まで
令和8年12月実施	令和8年11月13日(金)16時00分まで
令和9年3月実施	令和9年2月12日(金)16時00分まで
令和9年6月実施	令和9年5月14日(金)16時00分まで

※持参による受付時間は、平日の9時00分から16時00分とする。

(4) 提出先

住所：〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
 日置市 総務企画部 企画課 政策推進係
 E-mail: seisaku@city.hioki.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

6 提出書類の記入方法

(1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

- ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。
- イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 日置市地域経済循環創造事業費補助金申請事業選定に係る申込書（様式第1号）の担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書（様式第2号）

次のことをわかりやすく記載すること。

(ア) 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(イ) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

(ウ) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

(エ) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

ウ 申請事業の工程表（任意様式）

申請事業の事業内容を掲載すること。なお、申請事業は令和9年4月以降に着手し、令和10年2月末日までに完了する見込みがあること。また、補助対象事業の事業期間が2年度にわたる場合、2年目の補助金事業は令和10年4月以降に着手し、令和11年2月末日までに完了すること。

エ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況（任意様式）

申請事業の実施にあたり必要な次の内容について記載すること。

(ア) 遵守すべき法令等

(イ) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール

(5) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、日置市情報公開条例(平成17年日置市条例第15号)に基づき、提出書類を公開することがある。

7 選定

(1) 審査会の設置

本市が令和9年度に地域経済循環創造事業交付金の申請を目指す事業について、透明性及び公平性を確保した適正な選定を行うため、日置市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。

また、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査については、申請のあった申請書類等の書類及び申請者による事業計画説明(質疑応答を含む。)のプレゼンテーションをもとに、次に規定する審査項目に基づき審査を行うものとする。

イ 以下の基準をもって採点を行う。

No	審査項目	評価の判断基準・着眼点
1	地域資源の活用	・ 地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の様々な地域資源を活用する事業であるか
2	公共的な地域課題の解決	・ 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。
3	雇用	・ 地域人材の活用(雇用効果)や賃上げ効果が見込まれる事業であるか。
4	事業の新規性	・ 市内で前例のない取組であり、高い新規性を有する事業であるか。
5	事業のモデル性	・ 同様の地域課題を抱える他自治体のモデルとなり得る事業であるか。

6	事業の実現性	・ 事業内容及び事業戦略は具体的かつ実現可能性があるか。
7	事業の収支計画	・ 収支計画に妥当性はあるか。 ・ 収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。
8	事業の自立性	・ 申請事業の完了後(令和10年4月以降)、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を継続していくことができるか。
9	リスクに対する回避策	・ 事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。
合計		

ウ 審査会において、上記評価基準の評価点により、事業者等を選定する。なお、市の予算の状況により選定事業者数を制限する場合がある。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により結果を通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けず、選定経緯については公表をしない。

8 標準スケジュール(10月審査会の場合)

日程	内容
10月9日まで	申請書類の受付
令和8年10月	審査会の開催
令和8年10月下旬	選定結果の通知
令和8年11月～令和9年3月	市と総務省における調整
令和9年4月以降	本市から事業者等への交付決定通知 事業者等は交付決定通知後に申請事業の着手
令和9年3月上旬	事業者等から本市への実績報告

※総務省の審査状況により、標準スケジュールより遅くなる場合があります。

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

10 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金の額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、総務省要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

11 問合せ先

〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市 総務企画部 企画課 政策推進係

電話：099-248-9403（内線：1264）

E-mail：seisaku@city.hioki.lg.jp